パブリックコメント等のご意見の
浜田市協働のまちづくり推進計画への反映一覧

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
1	P5（3）計画の期間	「計画の期間及び進捗状況の評価・検証等のスケジュール」の表に次のとおり追記（P5） 令和５年度（2023）の欄に「市民意識調査」を記載	市議会からの意見により修正 ⇒市民意識調査は、原則、推進計画改定時に行うこととするが、初期段階はより詳細に協働の進捗を把握するため、短い期間で調査を行う必要があると考えました。よって、第１期計画期間中においては、策定から２年後の令和５年度にも意識調査を行い、進捗状況を検証することとします。
2	P10　（5）協働の主体 ・事業者の説明 「事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（ＣＳＲ）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。」	次のとおり修正（P10） 「事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（ＣＳＲ）や共通価値の創出（ＣＳＶ）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。」	パブリックコメントの意見により追記 「P10 企業の社会的責任（CSR）との記載は「共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value)」とすべきではないか。」 ⇒ご指摘のとおり、「共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value)」の要素もあることから、企業の社会的責任（CSR）と並記します。
3	P16　（2）意識調査から見えてきた協働の現状と課題	次のとおり修正 ① P16「ア 協働のまちづくりへの意識」の欄に「条例の認知度」の結果を加える。 ② P17「イ まちづくりへの参画」の欄に「町内会への加入」及び「市政の中で関心がある分野」の結果を加える。 ③ P19「ウ まちづくり活動団体」の欄に「町内会運営の課題」及び「協働の相手先」、「NPO 法人運営の課題」の結果を加える。 ④ P22「エ まちづくりセンターの現状」の欄に「ま	地域協議会及び協働のまちづくり検討部会からの意見により追記 ＜地域協議会＞ 計画書（案）P16～20 までの「協働の現状と課題」の根拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要の変更を加え策定・公表してください。 ⇒資料編に市民等及び市職員の意識調査結果全てを掲載します。 計画本文でも折角実施したアンケート調査概要につい

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
		ちづくりセンターの利用等」の結果を加える。 ⑤ P23「オ 市職員の現状」の欄に「協働のまちづくりを進めるための有効な施策」及び「町内会への加入」の結果を加える。	て今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」というタイトルにしては、5ページというボリュームは圧倒的に不足。 ⇒左記のとおり追記修正します。 特に「まちづくり活動団体　1項目」「まちづくりセンターの現状　1項目」「市職員の現状　2項目」で「協働の現状」を記述できているはとても言い難い。 ＜協働のまちづくり検討部会＞ 　浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初スケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関する結果が、調査概要も省かれた一部（市民アンケートのクロス集計のみ）となり、職員意識調査結果に至っては全部が省かれています。何故か？ アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をするために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第4号に定めたものを実施したと理解している。 　従って、その結果の全部を報告することで計画本文の記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考えます。 　よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さい。 　また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握の

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			ために行われたアンケート結果を市民等と共有できないとすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第 6 条第 1 項及び同条第 2 項、並びに条例第 16 条第 1 項に抵触すると考えます。 アンケート結果の構成 ・資料は第 5 回部会で配布されたものをベースとし、タイトルも（資料編）【市民意識調査】【職員意識調査】とし、【市民意識調査】は市民アンケートと団体アンケート、【職員意識調査】は職員アンケートの結果とし、第 6 回部会で提示されたクロス集計は、市民アンケートの付属資料とする。 　パブリック・コメントは、計画書のみでアンケート結果が添付されていません。この手法は条例第 16 条第 1 項の定めに反します。＊文中「条例」とは「浜田市協働のまちづくり推進条例」を指す。
4	P22「1 理念の共有」 ② 出前講座の開催 「市民等が研修会等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。」	次のとおり修正（P26） 「市民等が出前講座等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。併せて、市民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行います。」	総合振興計画審議会からの意見により追記 　「市民等が研修会等を開催する「場合は」とあるが、要請がないと進まないのであれば意味がないので、市民任せにするのではなく、行政が率先して研修会を開催するなどの文言にして欲しい。」 ⇒受け身ではなく、働きかけを行う記述を追加します。
5	P23「3 情報発信、共有の推進」 ② 協働事例集の作成 「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成します。」	次のとおり修正（P27） 「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成し、様々な媒体や機会を活用して市民等への周知を図ります。」	総合振興計画審議会からの意見により追記 　「作成した後のことまで目的を含めて言及してほしい。」 ⇒作成し、様々な媒体等を活用して周知を行う記述を追加します。

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
6	P23「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」 若い世代と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。	次のとおり修正（P27） 若い世代（ＵＩターン者を含む。）と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。	総合振興計画審議会からの意見により追記 「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」とありますが、先の話に戻りますが、若年層がそもそも町内会に入っているのか？も疑問です。若年層で言えば、総合振興計画では若年層の定住や移住促進も大きなテーマになっているのに、まちづくり推進計画でよそから来られた移住者や定住者に向けた表記がないのは整合性が取れないのではと思います。 ⇒若い世代という表現の中には当然UIターン者も含んでいますが、明記するよう修正します。
7	P24 5 職員の意識向上 ② 職員意識調査の実施 「職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動等への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、職員の地域活動や市民活動等への積極的な参加を促します。	次のとおり修正（P28） 「職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動等への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、在職中や退職後の地域活動や市民活動等への積極的な参加を促します。」	市議会からの意見により修正 ⇒市職員が退職後にも積極的に地域活動に関わってほしいとのご意見があったことから、退職後も含めて積極的な参加を促すよう修正します。
8	P26「2 活動拠点の整備」 ② まちづくりセンターの整備 「石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、（仮称）石見第２まちづくりセンターの整備を図ります。」	仮称を変更（P30） 「石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの整備を図ります。」	事務局修正 ⇒今年度の中期財政計画においては、「（仮称）石見第２まちづくりセンター」の整備としており、この推進計画にあっても当該名称で記述していました。今年度の調査研究の中において、名称を「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター」に変更したことから、名称を合わせるため修正します。

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
9	P26「2 活動拠点の整備」	「③ まちづくりセンター活動の環境整備」を追記（P30） 「まちづくりセンターの施設改修、設備・備品の更新又は修繕を計画的に実施します。」	R4.2.10_第 7 回協働のまちづくり検討部会での意見により追記 「既存のまちづくりセンターに対しての活動拠点の整備に関する取組の記述がないため追記していただきたい。」 ⇒「活動拠点の整備」の取組として、③に「まちづくりセンター活動の環境整備」の項目を追加します。
10	P29「3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援」 ② まちづくりセンター職員研修の実施 「まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等からの相談に円滑かつ有効に対応し、まちづくり活動に必要な支援を行えるよう、各センター職員向けの研修を行うとともに、センター間の情報交換会を実施し、相談・連携機能の強化を図ります。」	次のとおり修正（P33） 「まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等からの相談に円滑かつ有効に対応し、まちづくり活動に必要な支援を行えるよう、各センター職員向けの研修を行うとともに、計画的な社会教育士の取得を進め、職員のスキルアップを図ります。 また、センター間の情報交換会を実施し、相談・連携機能の強化を図ります。」	事務局修正 ⇒まちづくりセンター職員に対して社会教育士の取得を進めることから、この推進計画においても明記するよう記述を追加します。
11	P30　基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し市民等と市が一体となったまちづくりを進めます。 市政に市民の意見や提案を反映するため、審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会を拡充します。 協働の考え方や手法を全庁的に進めるた	次のとおり修正（P34） 協働の考え方や手法を全庁的に進めるための体制や仕組みを整備します。 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し市民等と市が一体となったまちづくりを進めます。 市政に市民の意見や提案を反映するため、審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会を拡充します。	事務局修正 ⇒列記した取組の順序と揃えるため、前段の説明文の記述を入れ替えます。 また、事業者との連携についての記述を追加します。

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
	めの体制や仕組みを整備します。	地域資源や課題の共有のため、まちづくり活動団体間の連携支援や事業者との連携を図ります。	
12	P30「1 協働推進体制の整備」 ① 協働推進員の指定 「各部局に協働を推進するため職員（協働推進員）を指定するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。」	各部局を各課に変更（P34） 「各課等に協働を推進するため職員（協働推進員）を配置するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。」	事務局修正 ⇒課単位に配置することを明確にするため、具体的な記述に修正します。
13	P31「2 市民参画機会の確保」 ① 地域協議会との連携 「地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議していただきます。」	次のとおり修正（P35） 「地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまちづくりについて協議します。」	総合振興計画審議会からの意見により追記 「ここの説明について、主語があいまいなのでよくわからない。誰が審議するのか、もっと明確にして欲しい。」 ⇒市が市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、協議するという記述に修正します。
14	P31「2 市民参画機会の確保」	「⑤ 意見・要望の把握」を追記（P35） 「市が行う事業や施策に対する市民等からの意見・要望・提言等については、その内容を検討し、より多くの市民等の意見が当該事業や施策に反映できるよう努めます。」	パブリックコメントの意見により追記 「協働推進本部」において行う自己点検や検証とありますが、具体的になにをどう点検検証するのか分かりません。自己による点検や検証をするだけでは改善されないことも多いと思われるため、市民等からどういった課題が寄せられたか、原因をどう考え、どのように解決したのか、取り組んでいるのかという検証も行う必要があります。協働推進本部が行う自己点検、検証の目的と内容を具体的に示し、市民による意見や提案等にどう対応したのかについても点検項目に加えてください。市がまちづくりに関する課題について受け付けた内容や、それらに

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			対する対応をどうしたのかが可視化される仕組みづくりについて、ぜひ計画に具体的に示してください。それが、自己点検に役立ち、市民等へのまちづくりに関する情報提供にもなります。 **⇒「市民参画機会の確保」の取組として、⑤に「意見・要望の把握」の項目を追加します。** 協働のまちづくり推進条例が施行されて 9 ヶ月過ぎました。歴史文化保存展示施設、災害対応、パブリックコメント制度への対応、市民の権利を制限する規則の施行、さまざまな疑問点について市に説明を求めましたが、前例のない決定について合理的な説明も無いもの、市の意思決定について経緯や理由が公文書に残っていないため検証できない例がありました。協働のまちづくり推進条例の第 4 条 2 に「市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。」とあります。また、第 6 条では「市は基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。」とあります。つまり、市はまちづくりに関する情報を積極的に提供することになっていますが、意思決定の過程を公文書に残していないため正解と言える説明が受けられないことがありました。

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			具体的に浜田市庁舎管理規則を令和３年８月 31 日に改正、翌日 9 月 1 日施行していますが、これまで「許可行為」（申し出があれば許可していたもの）であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」（申し出があっても許可しない９に変更しました。この理由を担当課に尋ねると、担当課は「即答しかねる。課長に確認して回答する。」と言われました。その後課長の回答として「映像等を編集して、市が意図しない誤った情報として SNS へアップされる恐れがあるため、禁止行為とした」という内容の説明を受けました。市民や事業者が各担当課の窓口へ相談に行き、その内容が相談者にとって大切であれば、内容を記録し後日確認したい場合もあります。許可なく撮影させると、執務スペース内の職員の机やパソコンのモニター等に写されてはいけない情報がある場合も考えられるため、撮影に許可を要するのは理解できますが、録音ではそういう心配はありません。一部の人の SNS へのアップを防ぐために、全ての人に記録のための録音まで禁止したという回答であり、経緯や理由、改正の過程での議論を知りたいと思い、改正に関する起案書、法令審査会の資料を見せてもらいましたが、どこにも具体的に改正が必要と考える理由がありません。そして、経緯の説明も改正が必要な理由も示さない起案が決裁を受け、法令審査会を通過して規則が施行され、住民は不当に権利を制限されています。市の意思決定の過程について後から検証することもできず、市民に正しい説明もできないという異常な状態です。）」

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
15	P32「3 地域資源や課題の共有」 ① 円卓会議の促進 「地域の特性や課題に応じた取組が進むよう、話し合いの場を設けるよう促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。」	次のとおり修正（P36） 「地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、まちづくり活動団体が話し合いの場を設けることを促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。」	地域協議会からの意見により追記 推進計画（案）8 ページに市の役割として、「市民等が参画する様々な機会を積極的に設け」とあり、32 ページの①円卓会議の促進では、「話し合いの場を設けるように促す」とある。 「設ける」と「促す」では大きな違いがあるが市はどちらを考えているのか？ ⇒「市民等が参画する機会を設ける」ことも「市民等が話し合いの場を設けることを促す」ことも大切であり、どちらも進めていく必要があります。分かりにくい記述となっていたので、修正します。
16	P32「3 地域資源や課題の共有」	「③ 事業者との連携」を追記（P36） 「事業者の特性や専門性を活かし、公民連携による市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた取組を進めます。また、事業者が取り組む公益的活動をまちづくり活動団体に情報提供することにより、事業者とまちづくり活動団体との協働の機会創出や連携強化に努めます。」	パブリックコメントの意見により追記 P21「方針別施策体系 Ⅳ協働の仕組みづくり」の中に、民間企業との連携（公民連携）の記載を追記すべきではないか。具体的には指定管理制度に留まらず、PPP/PFI の活用や包括管理委託への取組みなど民間企業の活用・連携を推進すべきである。また、民間提案等の窓口を常設化するなどの仕組みづくりを期待する。 ⇒③に「事業者との連携」の項目を追加します。
17	P35 資料編	市民等及び市職員の意識調査結果報告書を掲載（資料編 P30）	パブリックコメント、地域協議会、総合振興計画審議会、協働のまちづくり検討部会からの意見により追加 ＜パブリックコメント＞ 一見してイラストや写真が多く使われ、「4 協働の現状と課題」ではアンケート」結果に円グラフや棒グラフを用い、また資料編も充実している割にコンパクトにまとめられ、分かり易く感じました。 ですが、大変残念なことにアンケートが誰（何？）を対

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			象にどの様に行われたかという概要も含めた結果が添付資料として付いていません。「協働のまちづくり」の指標をなる推進計画に初めての共有すべき情報がないということに大きな違和感を持ちます。 大変失礼な表現ですが、この計画作成に携わった方々が条例に定めのある「協働」という言葉をきちんと理解しておられますか？このままでは先行きに不安があります。直ちにアンケート結果全てを推進計画の資料として公開することで「情報の共有」を実現して下さい。 ＜地域協議会＞ 　計画書（案）P16～20 までの「協働の現状と課題」の根拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要の変更を加え策定・公表してください。 　計画本文でも折角実施したアンケート調査概要について今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」というタイトルにしては、5 ページというボリュームは圧倒的に不足。特に「まちづくり活動団体　1 項目」「まちづくりセンターの現状　1 項目」「市職員の現状　2 項目」で「協働の現状」を記述できているはとても言い難い。 ＜総合振興計画審議会＞ 　中間報告に添付されていなかった「アンケート結果の報告書」の提出を求めるべきと考えます。 〈理由〉 　アンケート結果は計画本文の根拠となるものであり、また市民等と共有されなければならない情報であることから、計画書資料として付随すべきものと考える。（条例第 6 条第 1 項及び同条第 2 項、並びに条例第 16 条第 1 項

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			関係） ◇市民意識調査 　○市民アンケート（このクロス集計のみ中間報告で添付） 　〈以下欠落〉 　○調査概要 　○市民アンケート（全体集計） 　○団体アンケート 　・地区まちづくり推進委員会 　　・町内会、自治会 　　・NPO 法人（特定非営利活動法人 　　・事業者 　　・高等教育機関 ◇職員意識調査 　○職員アンケート 　　・正規職員 　　・まちづくりセンター職員 ＜協働のまちづくり検討部会＞ 　浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初スケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関する結果が、調査概要も省かれた一部（市民アンケートのクロス集計のみ）となり、職員意識調査結果に至っては全部が省かれています。何故か？ アンケートの実施については、条例第 2 条第 1 項 1 号及び同条第 2 号の推進に向け、対象を条例第 2 条第 1 項第 7 号に高等教育機関を加えたもの、また条例第 7 条第 2 号に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をするために条例第 6 条第 3 項に基づき条例第 9 条第 1 項第 4 号に定めたものを実施したと理解している。

No.	変更前 ※ページ番号は、パブリックコメント時の計画書のページ番号	変更後 ※ページ番号は、パブリックコメント等を受けて修正した計画書のページ番号	変更理由
			従って、その結果の全部を報告することで計画本文の記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考えます。 よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さい。 また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握のために行われたアンケート結果を市民等と共有できないとすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第 6 条第 1 項及び同条第 2 項、並びに条例第 16 条第 1 項に抵触すると考えます。 アンケート結果の構成 ・資料は第 5 回部会で配布されたものをベースとし、タイトルも（資料編）【市民意識調査】【職員意識調査】とし、【市民意識調査】は市民アンケートと団体アンケート、【職員意識調査】は職員アンケートの結果とし、第 6 回部会で提示されたクロス集計は、市民アンケートの付属資料とする。 パブリック・コメントは、計画書のみでアンケート結果が添付されていません。この手法は条例第 16 条第 1 項の定めに反します。＊文中「条例」とは「浜田市協働のまちづくり推進条例」を指す。 **⇒資料編に市民等及び市職員の意識調査結果全てを掲載します。**